

第1回（仮称）北鎌倉トンネルの安全対策協議会 議事録

次第4 今後の取り組みについて

- (1) 協議会の名称は「北鎌倉駅裏トンネルの安全対策協議会」とする。なお、協議会で扱う議題は、北鎌倉駅裏トンネルのみとする。
- (2) 協議会は町内会長及び副会長、関係地権者並びに学校関係者を構成員とする。町内会長及び副会長の都合が悪い場合は、町内会員の代理出席を認めることとする。
- (3) 協議会の会長は、辻氏、副会長は関口氏、山田氏とする。会長、副会長は協議会の終了まで継続することとする。
- (4) 鎌倉市職員の協議会参加として、道路事業を所管する渡辺都市整備部次長の参加が了承された。
- (5) 会則は、事務局、会長および副会長で素案を作成し協議会に提示する。
- (6) 5人程度の傍聴者の参加を認めることとする。

次第7 質疑応答

- (1) トンネルの応急的な安全対策や内部の舗装の実施を検討する。

次第8 その他

- (1) 第2回目の協議会開催は、平成26年3月中旬とする。

以上